

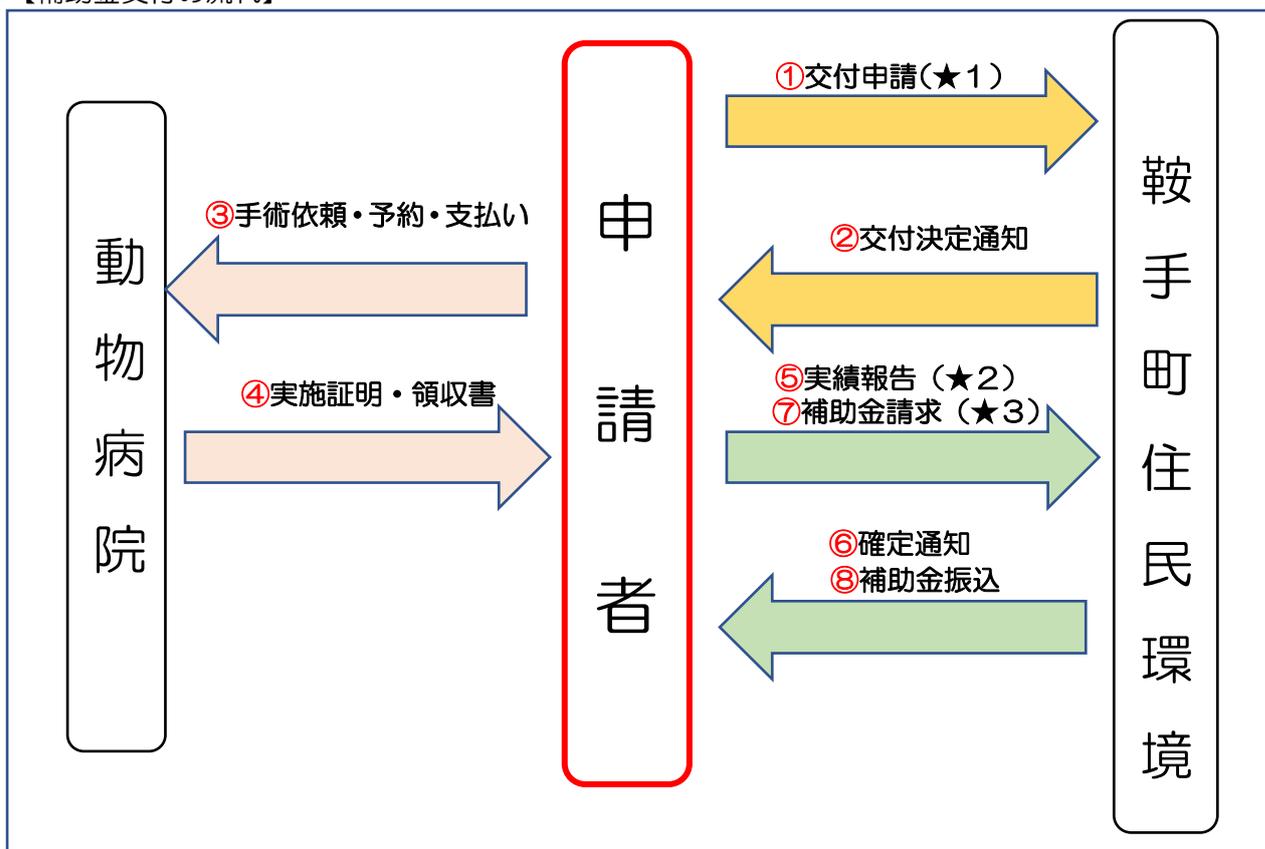
## 鞍手町飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金

この事業は飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う殺処分を減らすとともに、猫の糞尿、ごみを荒らす等の近隣被害を防止し、町民の動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持に努めることに協力する町民に対し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を補助金として交付します。

### 【補助金交付要件等】

対象となる猫	生後6か月以上の飼い主のいない猫 ただし、・他団体から補助、その他助成措置を受けて手術を施す予定の猫・自らが飼養する目的で手術を受けさせる猫は対象外
補助金対象者	18歳以上の町内に住所を有し、町内で飼い主のいない猫に給餌している個人
補助対象手術	不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術 ※耳先カット含む
補助金交付額	メス：1頭につき 10,000円（上限） オス：1頭につき 5,000円（上限） ※当該年度予算の範囲内で交付
申請方法 ※手術後の受付はできません。必ず手術前に申請して下さい	鞍手町役場住民環境課環境係へ下記書類を提出（複数頭の申請はできません） （1）申請書（様式第1号） （2）給餌等活動状況調書（様式第2号） （3）対象の猫が確認できるカラー写真（様式第3号に貼布） （4）誓約書（様式第4号）
補助決定者 （申請者） 遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主のいない猫で間違いないこと</li> <li>・他団体から補助その他助成措置を受けて手術を施す予定の猫でないこと</li> <li>・自らが飼養する目的で手術を受けさせる猫でないこと</li> <li>・耳先カット措置を実施すること</li> <li>・猫の体調不良等により動物病院が手術を中止した場合、要した費用の全額を自らの負担とすること</li> <li>・手術及びそれに伴う処置の実施により生じた事故等について、獣医師及び町長の責任は問わないこと</li> <li>・手術を受けさせる対象猫が既に手術済みであることが判明した場合、自らの負担で耳先カットを行うこと（開腹後に手術済みが判明した場合でも、その手術費及び耳先カット費用を負担すること）</li> <li>・手術後に飼い主が判明した場合、飼い主と自らの間で処理すること</li> <li>・手術後の対象猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者に引き渡すように努めること</li> <li>・手術後の対象猫を元の生息場所に戻す場合は、近隣に迷惑が及ばないよう終生にわたり餌、糞尿の適正な管理等に努めること</li> </ul>
指定病院	直方市 アミノ動物病院 直方市 ASAP動物病院 宮若市 さくら動物病院 宮若市 よしもと動物病院  (五十音順に掲載)

【補助金交付の流れ】



★1 交付申請に必要な書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 活動状況調書（様式第2号）
- 申請用写真台紙（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）

★2 実績報告に必要な書類

- 実績報告書（様式第8号）（※1）
- 実施証明書（様式第9号）（※2）
- 実績用写真台紙（様式第10号）

※1 動物病院から必ず領収書を受け取り、報告書に貼付してください。

※2 動物病院に、獣医師名の記名と押印を依頼してください。

★3 補助金請求に必要な書類

- 請求書（様式第12号）

—事業に関するお問い合わせ—

鞍手町役場 住民環境課環境係

電話 42-2114